

第1回秋田市都市再生協議会議事要旨

開催の日時 平成29年6月2日（金） 午後2時から午後4時13分まで

開催の場所 秋田市役所5階 第1・第2委員会室

委員の定数 18人

出席委員 15人

議 事 (1) コンパクトシティ形成に取り組む背景について
(2) 立地適正化計画の概要について
(3) 都市構造の分析結果と課題について
(4) 秋田市立地適正化計画の進め方について
(5) 「立地の適正化に関する基本方針」「都市機能誘導区域と誘導施設」および「居住誘導区域」のたたき台作成のための基本的な考え方について

審議日程 1 開 会
2 都市整備部長あいさつ
3 委員紹介
4 会議の成立
5 会長あいさつ
6 副会長の指名
7 秋田市都市再生協議会運営規約について
8 議 事
9 その他
10 閉 会

1 開 会

司会

ご案内の時刻となりましたので、第1回秋田市都市再生協議会を開催いたします。

本日は、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます。都市計画課の中村と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

2 都市整備部長あいさつ

司会

それでは、開会にあたりまして、都市整備部長の平山より、ご挨拶申し上げます。

平山部長

都市整備部長の平山でございます。

秋田市都市再生協議会の初回の会合ということで、一言、ご挨拶申し上げます。

改めまして、皆様におかれましては、日頃より、本市の市政全般、とりわけ都市計画行政に対しましては、特段のご理解とご協力を賜りまして、この場を借りてお礼申し上げます。

また、このたびは、お忙しいところ、本協議会の委員にご就任いただきましたことに対しまして、重ねてお礼申し上げます。

さて、本市では、昨年度より、市政運営の基本方針である「新・県都『あきた』成長プラン」をスタートさせたところではありますが、人口減少対策を喫緊の最重要課題と捉えまして、様々な施策を展開いたしまして、元気な秋田市づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、一方で、まちづくりの側面からみると、色々な課題がありますが、本市の目指す多核集約型の都市構造の形成、コンパクトシティの実現に向けて、様々な事業や計画の策定を進めていくこととしております。

その一例を申し上げますと、平成27年度に策定いたしました、第2次秋田市公共交通政策ビジョンにおきましては、本市の目指すコンパクトな街づくりと一体となった公共交通政策、公共交通網を充実させていくこととしております。

また、4月に始動しました第二期となります秋田市中心市街地活性化基本計画におきましては、さらなる中心市街地の活性化に向けて官民連携いたしまして、ハード、ソフト両面から、さらなる賑わい創出を行ってまいりたいと考えております。

このような中で、この度、コンパクトな街づくりをさらに実現していくために、立地適正化計画を策定することといたしました。

計画の策定にあたりましては、本協議会の委員からのご意見、様々な立場からの幅広い議論をしていただきまして、計画を取りまとめていきたいと考えております。

計画の策定期間は、1年と長丁場になっており、委員の皆様にご難儀をおかけしますが、秋田市にとって大切な計画となっておりますので、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

3 委員の紹介

司会

それでは、次第3の「委員の紹介」に移りたいと思います。

まずはじめに、本協議会の会長についてであります。

会長については、秋田市都市再生協議会設置要綱第5条第2項に基づき市長が指名することになっております。会長は山口邦雄委員にお願いをしておりますのでご報告します。

それでは、委員の皆様を名簿順にご紹介いたします。

恐縮ですが、顔合わせの意味もありますので、皆様のお名前をお呼びしたときに、その場でお立ち願います。

また、皆様には、お手元に「協議会委員名簿」と「座席表」用意してありますので、併せてご参照いただければ幸いです。

それではご紹介いたします。

(委員紹介)

4 会議の成立

司 会 次に、次第の4、会議の成立についてであります。

本日の会議は、定数18名に対して、15名の出席となっております。

会議は秋田市都市再生協議会設置要綱第6条第2項に基づき、過半の出席をもって成立することになっておりますので、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

5 会長あいさつ

司 会 次に、次第の5、会長挨拶であります。

恐縮ですが、会長よりご挨拶を頂戴いたします。

会 長 皆様こんにちは。秋田市で立地適正化計画をつくるということで、この協議会が設置されました。

平成23年3月に第6次秋田市総合都市計画、いわゆるこれは、都市計画法でいうところの都市計画のマスタープランであります。それがもう出来ております。

この会場でもこれに関わった方がいると思いますが、私も関わった一人でございます。

これは、都市計画の基本的な方針というものでありまして、個別具体的なことについては、明確に書いてはいないと思います。

今回、立地適正化計画ということで、マスタープランの深化版と言いますか、具体的なアクションプランということで、第1段を作ることになっております。

昨日、国土交通省のホームページ見ましたら、4月段階で全国で既に106都市が計画を策定済みとしており、それから242の都市が、これには秋田市も含まれるのですが、策定しているということになっております。

全国的にも各市町村が取り組まれている計画であります。

本会はこういった重要な計画づくりにあたって、行政だけでなく、今日ご出席の民間の各分野の方々から参加いただき協議会を構成しているところでございます。

そういう意味で、それぞれの分野からですね、色々気になること、要望あるいは提案をしていただきたいと思います。

宜しくお願いします。

6 副会長の指名

司 会

ありがとうございました。

次に次第6の「副会長の指名」であります。次第6から8の「議事」までは、会長より会議進行をお願いいたします。

恐縮ですが、次第の6に入ります前に、ここで、皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、本日座席にお配りした資料は、座席表、委員名簿、また参考資料としまして、第6次秋田市総合都市計画、秋田市都市計画総括図となっております。

また、事前にお配りしました資料は、資料1『秋田市都市再生協議会運営規約（案）』、資料2『コンパクトシティ形成に取り組む背景について』、資料3『立地適正化計画の概要について』、資料4『都市構造の分析結果と課題について』、資料5『秋田市立地適正化計画の進め方について』、資料6『「立地の適正化に関する基本方針」「都市機能誘導区域と誘導施設」および「居住誘導区域」のたたき台作成のための基本的な考え方について』となっておりますので、今一度、ご確認をお願いします。

なお、本日は委員の皆様から議事に対して、ご質問ご意見をいただきたいと思っております。その際は挙手していただき、手前のマイクを利用させていただきますよう宜しくお願いします。マイクにつきましては、横長のボタンを押していただきますと緑のランプがつかますので、お話ください。発言が終わりましたら、再度、ボタンを押して下さるようお願いいたします。

それでは、これより、会長より会議進行をお願いいたします。

会 長

それでは、次第の6、副会長の指名についてです。

秋田市都市再生協議会設置要綱第5条第2項に基づき、副会長は、会長が指名することになっています。

恐縮ですが、副会長には、日野委員を指名したいと思います。

なお、日野委員が本日欠席とのことでしたので、事前に事務局を通じてご本人に確認したところ、就任について、ご快諾いただきましたことをご報告いたします。

7 秋田市都市再生協議会運営規約について

会 長

次に、次第の7、「秋田市都市再生協議会運営規約について」であります。

進め方につきましては、事務局の説明後に、皆様からご質問やご意見を受け、その後に決定についてお諮りしたいと思います。

それでは、「秋田市都市再生協議会運営規約について」事務局から説明願います。

事 務 局

「秋田市都市再生協議会運営規約（案）」について説明します。

資料1をご覧ください。

この運営規約は、都市再生特別措置法第117条第8項に、「市町村協議会の運営に関し必要な事項は、市町村協議会が定めること」としているため、事前に会長と協議して、まとめた案を本協議会にお諮りするものです。

それでは、条ごとに内容を説明します。

第1条は、この運営規約を設定することの趣旨を規定しております。

次の第2条は、会議の招集に関する規定です。

規約では、原則として、5日前までに通知して行うものとしております。

なお、5日前までとしていることについては、少なくともという意味ですが、実際の通知や資料配布については、これに合わせるのではなく、早め早めの対応をしたいと考えております。

次の第3条は、会議の参集に関する規定です。

第2項に出席できない場合に会長に届出する旨を記載しております。

実際の対応としては、事務局に連絡いただいて、事務局を経由して会長に届出する形をとりたいと考えております。

次の第4条は、会議の傍聴に関する規定です。

会議の傍聴については、先に設定した秋田市都市再生協議会設置要綱第7条で原則公開することとしているため、傍聴のルールを規定したものです。

なお、傍聴者の定義としては、本市に居住する市民だけでなく、利害に関わるすべての人を想定しておりますが、報道機関に関しては取材という側面がありますので、傍聴の秩序に関するルールの適用はあるものの、先着10名とする数には含めず、別に対応することとしております。

次の第5条は、発言の許可に関する規定です。

発言する際には、議長の許可を得て行う旨を記載しております。

次の第6条は、退場の承認に関する規定です。

会議開会中の退場については、議長の承認を受ける旨を記載しております。

次の第7条は、議事に関する規定です。

議事については、議長の宣言とともに、原則として、事務局が示す議事項目を説明した後に質疑、審議を行うというものです。

次の第8条は、議事に際して、議長が関係職員に対して意見や報告を求めることができるというものです。

次の第9条は、議事の表決に関する規定です。

協議会としての意見集約、取りまとめを挙手で行うというものです。

なお、会議については、事務局が用意した「たたき台」に対して、ご意見やご提案をいただくような形で進めていきたいと考えており、協議会として意見集約して判断しなければならない事項以外は、形式にこだわらず、柔軟に対応いただければと思っています。

次の第10条は、議事録に関する規定です。

議事録は会議の開催ごとに作成することとし、記録としての正当性を担保するため、会議の開催ごとに、あらかじめ2名の委員を選んで、議事録の内容確認とともに、署名・押印をいただくというものです。

次の第11条は、会議事項の公表に関する規定です。

会議の内容は、できるだけ多くの市民に知ってもらうため、会議の開催ごとに、議事内容、資料、議事録を市のホームページにより公表するというものです。

なお、議事録を公表する際には、委員個人の名前を伏せて行いたいと考えております。

次の第12条は、その他に関する規定です。

この規約以外に、会議運営に必要な細則については、会長が協議会に諮って定めるというものです。

次の附則は、この規約の施行日に関する規定です。

このたびの案のとおりご承認いただければ、本日から施行したいと考えております。説明は以上です。

会 長 ただ今、説明のありました「秋田市都市再生協議会運営規約について」に対して、ご質問・ご意見等はございますか。

各 委 員 (なし)

会 長 質問等はないようですので、原案の決定についてお諮りしたいと思います。

「秋田市都市再生協議会運営規約について」は、原案に対して、異議なしとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

会 長 それでは、「秋田市都市再生協議会運営規約について」は、原案に対して異議がないこととし、これを決定します。

会 長 次に、ただ今承認された、「秋田市都市再生協議会運営規約」第10条第2項に基づく「議事録署名委員の選出」ですが、議事録署名委員の選任については、私から指名してよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

会 長 それでは、本日の協議会の議事録署名委員は、A委員と、B委員にお願いします。

8 議事(1) コンパクトシティ形成に取り組む背景について

会 長 次に、次第の8の「議事」に入ります。
進め方につきましては、規約にもありますとおり、項目ごとに事務局から説明していただき、その説明が終わった後に、ご質問等をお受けする形で進めたいと思います。
それでは、議事事項(1)の「コンパクトシティ形成に取り組む背景について」事務局から説明願います。

事 務 局 (1)のコンパクトシティ形成に取り組む背景について説明します。
資料2をご覧ください。
ここでは、そもそもの話として、何でコンパクトシティ形成に取り組むのかといったあたりを説明したいと思います。
はじめに、まちづくりを考える上で、最も重要なファクターであります人口についてであります。
資料では、1、人口減少・高齢社会の到来という結論的な表題にしておりますが、以降にそのあたりの状況を記載しております。
記載のグラフは、1980年、昭和55年から、将来予測も入れて2040年、平成52年までの人口を、国勢調査でいう年齢3区分別人口、0歳から14歳までの「年少人口」、15歳から64歳までの「生産年齢人口」、65歳以上の「老年人口」を調査年度ごとに積み上げた棒グラフに、高齢化率の推移を赤の折れ線で示したものです。
状況としては、このグラフには表れておりませんが、秋田市の人口は、2003年、平成15年から減少に転じたとされております。2005年、平成17年に河辺・雄和との市町合併で33万人に達しましたが、以降は減少の一途をたどり、2040年、平成52年には23万6千になると予測されております。
さらに、これを年齢3区分別に状況を記載しております。
端的に言いますと、「年少人口」、「生産年齢人口」はともに減少が続き、一方で、「老年人口」は2020年、平成32年まで増加し、それ以降は10万人前後で推移するとした予測がなされております。
また、高齢化率の推移をみますと、直近の2015年、平成27年に

28. 1%であった高齢化率が、2040年、平成52年には42.3%になり、老年人口と生産年齢人口がほぼ同じなるという結果が出ております。

次に、2の秋田市の現状と課題についてです。

ここで記載している内容は、先ほどの人口減少や高齢化の状況とともに、産業・経済活動、市街地の状況、財政に関するデータと重ねて、端的に整理したものです。

資料に記載しているとおり、人口減少、高齢化、もっと厳密に言えば生産年齢人口にも関係しますが、現状としては、市域内の生産規模や生産額が減少してきており、活力が低下しているという状況があります。

また、市街地の現状を見ますと、市街地が拡散し、低密度な市街地が形成されてきているという状況があります。

そして、今言った状況に加え、今後、財政が厳しくなる中では、拡散した居住者へのサービスの提供が将来困難になりかねない状況にあるということであり、これが単なる予測の世界ではなく、現実のものとなってきていることだと考えております。

なお、これらに関するデータについては、2ページから6ページに記載しておりますが、ここでの各データの説明は割愛させていただきます。

次に、7ページをご覧ください。

3のコンパクトシティを目指す理由です。

先ほどの2の秋田市の現状と課題とも重複しますが、薄く広がった市街地を抱えたまま今後人口が減少すると、生活サービス施設や公共交通を維持することが困難となり、日常生活にも支障が生じるおそれがあります。

コンパクトシティの形成は、人口減少、高齢化といった社会的背景を踏まえ、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、市民生活の利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などの具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段となっています。

本市では、平成23年に策定した「第6次秋田市総合都市計画」において、市民生活の利便性の確保とともに、都市経営コストの最適化が図られるよう、本市の特性をふまえ、「都心・中心市街地」と6つの「地域中心」を核にした多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を目指すこととしました。

資料の下の方に、今言ったところを、図にしております。

この図は、現在の市街地を何も手をつけずに拡散した場合の「拡散型都市構造」と、秋田市が目指す都心・中心市街地と6つの地域中心を核にした「集約型都市構造」を並べて、それぞれの図の下に「拡散型都市構造」になった場合の問題点と、「集約型都市構造」した場合の効果を具体的に示したものです。

この図を端的に言い表しますと、「拡散型都市構造」に記載している問題点に対する答えとして、集約型の都市構造、コンパクトシティが導きだされ

たということです。

次の8ページに、今、説明しました第6次秋田市総合都市計画に位置づけている「将来都市構造図」を掲載しております。説明は以上です。

会 長 　ただ今、事務局から説明のありました「コンパクトシティ形成に取り組む背景について」、ご質問等がありますか。

会 長 　私から一つ聞いてよろしいでしょうか。
人口推計の出典、妥当性についてお伺いしたい。

事 務 局 　人口推計は、国勢調査の人口を基に、国立社会保障人口問題研究所が、コーホート要因法という手法により推計したデータであります。

コーホートとは、ある期間に生まれた方の集団のことで、例えば0歳から4歳の人達が、その5年後には5歳から9歳になるといった変化の中で、生残率、移動率などを踏まえ推計したものです。

会 長 　秋田市が独自に決めたわけではなくて、国で推計したのですね。了解しました。

会 長 　ほかに質問等がありますか。

各 委 員 　(なし)

会 長 　ないようですので、続いて、(2)の「立地適正化計画の概要について」に入ります。事務局から説明願います。

事 務 局 　それでは、(2)の立地適正化計画の概要について説明いたします。
資料3をご覧ください。

始めに、制度創設の背景からご説明いたします。

我が国では、人口減少・少子高齢化の進行等に伴い、市街地の拡散により人口が低密度化する一方、行政サービス面では、厳しい財政状況となっており、住民生活を支える行政サービスをどのように維持していくかが課題となっています。

そして、持続可能な都市にしていくためには、今後は、部分的な対処療法的なものではなく、都市全体の観点からの取組みが必要となっております。

このような状況を踏まえ、国では、持続可能で生活がしやすいまちにしていくために、生活サービス機能と居住を集約・誘導し人口を集積させる、いわゆる「コンパクトシティ」と、まちづくりと連携した公共交通の充実等による「ネットワーク」の再構築が必要であるとしております。

具体的には、医療・福祉施設、商業施設や居住等がまとまって立地した

り、住民が自家用車に過度に頼ることなく、公共交通などにより行きたい施設などにアクセスできるようにするという考え方で、国は「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すべきとして、平成26年に都市再生特別措置法を一部改正し、「立地適正化計画制度」を創設しました。

本市では、平成23年3月に策定した第6次秋田市総合都市計画において、目指すべき将来都市像を「多核集約型コンパクトシティ」と掲げており、この立地適正化計画制度が、本市のまちづくりの方針と同様の考え方であるということで、計画策定に着手することとしたものであります。

次に立地適正化計画の策定イメージであります。

イメージ図にあるとおり、立地適正化計画は都市計画区域を対象地域として作成するものです。

立地適正化計画では、市街化区域内に、居住を誘導すべき区域と、都市機能施設を誘導する区域等を設定し、また、それら区域に誘導を促すための呼び水となる施策の展開が柱となっております。

一方、市街化調整区域の住宅地や既存の農業集落については、制度上、居住等を誘導する区域には設定できないこととなっております。

また、必要に応じて、「駐車場配置適正化区域」や「居住調整区域」、「跡地等管理区域」などを設定することにより、土地利用制限する手法も用意されております。

次に、立地適正化計画の役割と効果についてであります。

当該計画は、都市全体を見渡したマスタープランとされ、本市では、秋田市総合都市計画の一部として位置づけることとしております。

また、民間施設の整備に対する支援や、都市計画と民間施設誘導の融合、公共交通との一体化などを計画に位置付けることで、既存の都市計画制度との連携が図られるほか、定量的な目標値を定め、その達成状況等を評価し、必要に応じて計画内容や誘導区域を見直すことにより、時間軸をもったアクションプランとしての運用が可能となっております。

立地適正化計画の概要についての説明は以上です。

会 長 　　ただ今、事務局から説明のありました「立地適正化計画の概要について」に対して、質問等がありますか。

C 委 員 　　跡地等管理区域とあるが、想定されているイメージありますか。

事 務 局 　　予断を持って言うわけではありませんが、本市の状況からすると、跡地等管理区域の設定は必要ないのではないかと考えております。

会 長 　　大規模、あるいは多数の跡地が発生するような場合に設定するものと理解しておりますが、今のところ秋田市ではないということでしょうか。

事務局 昨年度、都市構造の分析をしましたが、そのデータをみる限り、広い場所の跡地ができるというのは、それほど多くないという結果となっており、現状として、区域設定の必要性は薄いと考えております。

会長 秋田市は市町合併により、河辺・雄和地区の都市計画区域も非線引きから線引きに変えたが、立地適正化計画の計画範囲に入りますか。

事務局 立地適正化計画は都市計画区域を対象にしております。
合併前は、秋田都市計画区域に隣接して河辺都市計画区域が設定されていましたが、現在は、一つの都市計画区域となっており、旧河辺町、旧雄和町のエリアも含めて検討することとしています。

会長 どう扱うかは今後の話ですが、検討のエリアに入っているということですね。

D委員 居住誘導区域、都市機能誘導区域をどのような所に設定するのか、もう一度説明願います。

事務局 都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業などの施設を効果的に配置する地域で、居住誘導区域の区域内となります。居住誘導区域は、そこにアクセスしやすい場所という位置づけになります。いずれも市街化区域に設定することになります。

会長 今の話しは制度上の説明ということで、秋田市でこの区域をどう決めるのかが、これからの議論になっていくところです。

E委員 居住誘導区域の設定の要素として、生活サービス施設や公共交通沿線とありますが、この2つの要素以外に何がありますか。

事務局 議事(5)の資料6（「立地の適正化に関する基本方針」「都市機能誘導区域と誘導施設」および「居住誘導区域」のたたき台作成のための基本的な考え方）で、内容を示しているので、その際に説明させていただきます。

会長 そうですね。E委員やD委員の言うように、具体的な要素を決めていくのは重要です。そのあたりは、これから少しずつ議論を深めていきますので、今はその前段について、協議会として共通認識を図るところでお願いします。

会長 他にないでしょうか。

各 委 員 (なし)

会 長 質問等はないようですので、(3)の「都市構造の分析結果と課題について」に移ります。事務局から説明願います。

事 務 局 (3)の都市構造の分析結果と課題についてご説明いたします。
立地適正化計画の策定を見据え、昨年度、都市構造の調査・分析を実施しており、その概要を説明するものです。
資料4をご覧ください。
1に調査内容を記載しております。
調査は、2つに分類して行っており、(1)の「類似規模都市との比較による特性把握」ということで、国が示している指標に基づいて、類似規模都市と比較し本市の特性を調査しました。
もう1つが(2)の「本市の都市構造の現状および将来見通しを踏まえた課題整理」ということで、都市構造上の課題をアからオに記載している観点から整理しました。
次に、2の調査で明らかになった課題であります。
この表は、調査内容に応じて、課題を要約して記載したものです。
個々の内容については、次ページ以降に詳しくまとめておりますので、それを用いて説明させていただきます。
2ページをご覧ください。
始めに、類似規模都市との比較による本市の特性についてであります。
このグラフは、本市のデータを偏差値化し、レーダーチャートで表現したものです。
各指標のアンダーラインは、グラフ右下の凡例のとおり、「生活利便性」、「健康・福祉」、「安全・安心」、「地域経済」、「行政運営」、「エネルギー・低炭素」と、それぞれ評価分野が何であるかを色別に示しております。
比較による本市の傾向は、人口密度が低い中であって、広範囲に生活サービスが展開されており、自動車依存の交通体系、生活サービス提供に係る非効率があるものと分析しております。
将来の懸念事項としましては、「自動車依存の交通体系」や「サービス提供に係る非効率」の継続は、人口減少と、高齢化率の上昇による移動制約者の増加が「各生活サービス施設利用者数の減少」を引き起こし、施設の撤退・減少による生活サービスレベルの低下が懸念されるという評価をしております。
次に、本市の都市構造の現状および将来見通しを踏まえた課題についてであります。

3ページから8ページにかけて、観点ごとに、都市構造上の現状、将来見直し、課題をそれぞれ整理しております。

3ページをご覧ください。

はじめに、資料の構成を説明させていただきます。

現況と将来見直しを、上段左側の囲み線の中に整理しております。それを受けての課題を上段右側の囲み線の中に整理しております。

また、これらに関するデータを、下に図やグラフで表現しております。

アの「人口減少・高齢化」についてであります。

図は、100mメッシュごとに人口密度の分布状況を示したものです。

人口密度は2区分で表しており、1ヘクタールあたりの人口密度が40人以上のメッシュを赤色で、40人未満のメッシュは水色で示しております。

現況（平成22年時点）では、主要な鉄道駅沿線を中心に人口が集積しており、市街化区域全体の人口密度は、1ヘクタールあたり52人となっておりますが、地域ごとに見ますと、既に、河辺・雄和地域では1ヘクタールあたり40人を下回っております。

将来の人口密度の分布状況を見ますと、各地域で順次40人を下回り、現状で人口が集積している主要な地域においても、拠点性が薄れていくことが懸念されます。

課題については、今後、拠点性の高い地域の人口密度を維持していくとともに、各地域の有する機能や位置付けを改めて検証し、拠点性の向上・維持を図っていく必要があるというようにまとめております。

裏面の4ページをご覧ください。

イの「市民生活の利便性」についてであります。

左下の図は、市民生活に必要な主な生活サービス施設として、医療施設、通所系高齢者福祉施設、商業施設、子育て支援施設の立地状況から、各施設の徒歩利用圏を集計し、偏差値を算出することにより、「生活サービス率」の分布図として作成したものです。

この「生活サービス率」は、様々な施設の利用圏域が重なっているほど、各種施設を利用可能な便利な場所と判断できるよう算出したもので、赤色やオレンジ色に着色されている地域ほど、生活サービスの多様性・選択性が高いことを表しております。

各地域の中心部で、比較的高い生活サービスが提供されていますが、地域間の差が確認されます。

右下の図は、2010年（平成22年）から2035年（平成47年）の総人口の増減を表したものであります。

現況で生活サービス率が高い地域も人口減少量が多くなっております。

人口減少や利用圏内人口密度の低下は、市民生活に必要な施設の減少や、拠点性の低下につながることから、今後は、拠点間の連携・補完の重要性が高まっていくものと評価しております。

ここでの課題としては、生活サービス施設の利用圏内人口の減少を抑制するため、拠点性の高い地域を中心に生活サービス水準の維持を図ることや、公共交通と連携し、市民が様々な生活サービスにアクセスしやすい環境づくりを進めることが必要であるというように整理しております。

次のページをご覧ください。

ウの公共交通の持続性についてであります。

ここでは、市民の身近な公共交通手段として、バス交通についてその持続性に関する分析を行っております。

左の図は補助金充当の有無により色分けした図で、右の図は運行本数で区分し色分けした図となっております。

それぞれの図には、バス停から300mの範囲を路線ごとの徒歩利用圏として、併せて記載しております。

資料にはデータを掲載しておりませんが、本市は、代表交通手段として自動車の割合が70%と高く、自動車に依存している都市であると言えます。

また、現況のバス交通網の利用圏は、都市計画区域内の居住地をおおむねカバーしている状況にあります。

なお、バス交通の状況については、1日あたり片道30本以上の運行がある基幹的なバス路線であっても、その多くが補助金充当路線となっており、民間ベースの事業では採算性を確保することが困難な状況にあると言われております。さらに、運行本数の面では、地域中心間を結ぶ路線の多くが、50本以上の運行が確保されており、特に中央地域は、各地域を結ぶバス路線が集中し、100本以上の運行区間が面的に広がっております。

現状の自動車依存の交通環境のままでは、高齢化率のさらなる上昇に伴い、移動制約者の増加と高齢者の外出機会の低下が懸念されます。

また、公共交通利用圏内人口密度は、将来的に20%から30%程度の減少が見込まれており、利用圏内人口が少ない地域を中心に、運行本数の減少や路線の廃止なども懸念されます。

課題については、過度の自動車依存から公共交通利用への転換を促進する必要があることに加えまして、バス利用者拡大のため、公共交通利用圏の人口密度や拠点間を結ぶ路線を維持するとともに、運行の効率化を図ることが必要であるというようにまとめております。

次のページをご覧ください。

エの災害に対する安全性についてであります。6ページ下の図は、左側が津波の浸水想定区域図、右側が雄物川水系による洪水の浸水想定区域図となっております。

7ページの図は、左の図が空き家の分布状況図、右側が空き地の分布状況図となっております。

浸水想定では、最大クラスの津波や洪水により、中央・南部・北部・雄和の各地域で、2m以上の浸水が想定される区域が分布しております。

空き家については、中央・北部地域、特に鉄道駅周辺の旧来の市街地に多く分布しております。

空き地については、中央・南部・北部地域に多く分布しており、傾向としましては、小規模なものが地域全体にまばらに分布している状況となっております。

人口減少により、土砂災害を含めまして、津波・洪水などの防災上の危険性が懸念される地域内の居住人口も減少していくものの、相当数の人口が残ると見込まれます。

空き地や空き家につきましては、人口減少に伴い更に増加するおそれがあり、現在の分布傾向が継続しますと、旧来の市街地を中心に、市街地の荒廃化につながることを懸念されます。

課題については、災害発生リスクに応じた対策をハード、ソフト両面から講じていくことや、空き地・空き家の活用を図ることにより、市街地における低未利用地の発生抑制に努めることが必要であるというようにまとめております。

次に8ページをご覧ください。

オの財政の健全性についてであります。

この円グラフは、歳入の状況を2004年（平成16年）と2014年（平成26年）の2時点間で比較したものであります。

下のグラフは、財源別歳入の変化として、固定資産税による歳入額を示したもので、併せて中心市街地活性化基本計画の区域の平均地価、工業系を除いた市街化区域の平均地価を折れ線で表したものであります。

右側のグラフは、地域別の公共建築物の延床面積と、1人当たりの延床面積を表したもので、一つの棒に対して左右2つに区分されておりますが、左側が新耐震化基準か旧耐震化基準によるかの区分、右側がそれぞれの区分に応じて、施設の種別別に床面積を積み上げた内容となっております。

歳入総額は増加しているものの、自主財源比率が4ポイント減少しております。

地価は、2005年（平成17年）から減少傾向が続いており、固定資産税も減少傾向となっております。

市が管理対象としている公共施設351施設については、全体の約4割の公共施設が旧耐震基準の建築物となっております。

将来、歳入面では、人口減少に伴う納税者の減少や地価の下落による固定資産税額の減少等により、一層、自主財源の確保が困難になることが懸念されます。

一方、歳出面では、超高齢社会の到来による民生費の増大と、公共施設の老朽化による更新・改修費の増大が見込まれます。

課題については、市税等の安定確保、自主財源の維持による持続可能な財政運営を図っていく必要があるということ。

中心市街地や拠点地域の生活サービスや人口密度の維持・向上に向けた取組により、地価の低下の抑制を図ることが必要であること。

さらに、公共建築物・社会基盤施設の計画的な管理により、将来の維持・更新経費の縮減を図ることが必要であるといよようにまとめております。

次に、9ページであります。

これまで説明してきた内容に、まちづくり方針を検討する際に留意すべきリスクを載せて、今後のまちづくりの留意点をまとめたものです。

11ページには、この「まちづくりの留意点」を踏まえ、将来都市構造パターンたたき台を3パターン整理しております。

10ページの表中に、検討に際しての基本的考え方を、11ページにそれぞれの将来都市構造パターンの概要と概念図を整理しております。

検討に際しましては、第6次秋田市総合都市計画に将来都市像として掲げる「多核集約型の都市構造」を基本にすることを前提条件としました。

地域の核となる拠点は、現状において一定の都市機能および居住機能の集積があり、公共交通の利便性が高いエリアを「生活・交通結節拠点」として設定しております。

11ページをご覧ください。

パターン1は『現況都市構造維持型』として、各地域の生活サービス水準の維持目的に、7地域全ての中心部に「生活・交通結節拠点」を配置し、各地域の都市機能と居住を、地域の拠点に一層集約しようとするものです。

パターン2は『都心・中心市街地および秋田新都市強化型』として、中央、東部、西部、北部、南部地域の中心部に「生活・交通結節拠点」を配置し、河辺、雄和地域につきましては、公共交通の充実により、南部地域の地域中心である秋田新都市地区との機能補完関係を強化しようとするものです。

パターン3は『都心・中心市街地強化型』として、超長期的な視点から、都市の低密度化の進行を見据え、中央地域に機能集約を図るものです。

他の地域につきましては、地域内の生活サービス機能の低下を抑制しつつ、公共交通により、中央地域へのアクセスを容易にすることで機能の補完関係を支援し、都市全体として生活サービス機能を維持しようとするものです。

これらの都市構造パターンは、都市構造の調査分析結果を踏まえ検討したもので、今後、これらを「たたき台」にて検討を進めていきたいと考えております。都市構造分析結果と課題についての説明は以上です。

会 長

ここでは、類似の他都市と比較すると秋田市はどうか、秋田市のどこがどのようになっているのか、これらから考えられる都市構造はどうかといった、説明内容でした。

皆さんから「都市構造の分析結果と課題について」に対して、質問等がありますか。

- F 委員 コンパクトシティの取組について異論はありませんが、農業の面から見ると人口減少による農村の崩壊や、担い手不足で農業の継続が難しい地域も出てきています。
- これらのことを、この計画でどのように扱っていくかなど、そのあたりのことを教えてください。
- 事務局 立地適正化計画は都市計画区域を基本としており、農業が行われている市街化調整区域も一体で考えていくこととしております。
- 例えば、国では集落区域を対象に生活サービスを一定のエリアに集める「小さな拠点づくり」という取組を提唱しております。
- 集落に住む方は、身近なサービスをその拠点で受けるようにしていただいて、そこと都市部を公共交通で結ぶという考え方もあります。
- いずれにしても、都市計画部門と農政部門と連携しながら整理していきたいと考えております。
- 会長 資料の2ページの類似の他都市との比較について、グラフの真ん中がグレーで標準となっている。
- 赤が秋田市となっているようだが、グレーの外側が良いデータで、内側が悪いデータという理解でよろしいですか。
- 事務局 基本的にはそうですが、指標の中には、内側にあって良いというデータもあります。
- 例えば、グラフの6時の方向ある高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合という指標がそれにあたります。そうした指標は緑のマークで着色しております。
- G 委員 3ページに2035年、2055年とありますが、これからの協議においては、目安としてどの年代を想定していますか。
- 事務局 立地適正化計画については、秋田市総合都市計画いわゆる都市計画マスタープランの一部になるという法的な位置づけがありますので、基本的には、都市計画マスタープランで言う、概ね20年後を見据えてということになります。
- ただし、都市のコンパクト化は、30年、40年といった長期のスパンで変化していくものと考えており、計画策定においては、そうした先を見据えて、方針などを整理していく必要があるのではないかと考えております。
- 会長 立地適正化計画の計画期間に関する質問ですが、20年後を想定してとありますが、30年、40年後以降の傾向を理解していないと、計画策定出来

ないと言うことで、データを明示しているということだと思います。

B 委員 公共交通、鉄道、バスが主体と記載があるが、20年後であれば自動車の自動運転ということもあると思います。

技術の進歩の観点を加味するような切り口は考えていませんか。

事務局 現状の運行スタイルを基本に考えておりましたが、今後、新技術の動向とともに実現の可能性を調査しながら検討したいと思います。

H 委員 秋田市は自動車依存率が高いと思いますので、20年後にそんなに交通状況が変化するとは思えません。

公共交通を高齢者が利用するようになるとは思えないのですが、どのように考えていますか。

事務局 高齢者の交通事故が社会問題化している中で、今後も高齢者が増えていきますので、公共交通のニーズは高くなっていくと思います。

H 委員 今でも、80歳、90歳になっても車を運転しているので、将来もそうではないかと思い質問しました。

会長 今のイメージではなく、将来人口減や高齢者が4割増えることや、一方で自動車運転の自動運転などもイメージしながら計画の想定を進めるべきという指摘であろうと思います。

I 委員 近所のキタスカ（北部市民サービスセンター）でさえ、いつ来るかわからないバスには乗って来ないし、高齢者の多くは車で来ています。

私の父は90歳を超え、バス停まで歩けないし、その年代の人は歩いて銀行にも行けない人が多いと思われれます。むしろ、呼んだら来てくれるサービスの方が良いと思います。

また、公共交通の再編で利便性が向上するのか、中心に人が集まってくるのか疑問に思ってしまう。これだけ車が便利になった世の中で、公共交通の視点で検討することがいいのでしょうか。

事務局 多様な交通手段が用意されていることが大事だと考えていますが、一方で、高齢者の場合、自動車の運転による事故のリスクが高いことや、人口減少下では、自立ということも考えていかなければならないため、公共交通は、その最後の足であり、セーフティネットといった側面があります。

J 委員 資料2について、団塊世代ジュニアが高齢者になった時、現状の福祉施設で2万人を収容できるのか疑問であり、おそらく無理だと思います。

将来的に在宅介護が増えることが予想される中で、自動車は必要不可欠と思われるが、福祉施設の不足と自動車など必要性なども予測して考えていますか。

事務局 元気な高齢者もいれば、病気を抱えている高齢者もあり、これまでの一律の高齢者像というものを見直していく必要がありますが、福祉関係のデータによると、介護認定の数が増えていくことも予想されており、検討ではそうした見通しを踏まえて進めていきたいと考えております。

B 委員 民泊など規制緩和されるなど、今後も規制緩和の流れは広がっていくと思います。

半公共的な民間サービスや、50年後は線路がなくなっているかもしれないというようなことも想像しながら議論すべきではないでしょうか。

また、秋田市では同居が少ないと聞いており、子供が親の面倒を見るというのは厳しい時代となってきており、そうした地域特性を踏まえた推計などもやるべきだと思います。

会長 全市的な公共交通に対して、NPOや半民半官のような私的交通などのサービスもあることは承知しています。

全部が現在のような公共交通によるものでなく、中間の公益的な交通サービス、私的なサービスも考えるべきということ、それと都市構造がどうなのかを考えるべきという意見ですね。

A 委員 居住誘導区域の外に対して、道路の陥没など、道路維持についてどのようにフォローしていくか、また、市街化調整区域の公共交通網について、どのようにフォローしていくのか教えてほしい。

事務局 区域の外だからと言って、道路の維持管理は行わないということではありません。

また、市街化調整区域の公共交通については、現在、マイタウンバスが運行されていますが、人口が減少する中で、それをどのように維持していくかといったところは、今後、市民を交えて議論していく必要があると考えております。

会長 他にありませんか。

各委員 (なし)

会長 質問等はないようですので、次に(4)の「秋田市立地適正化計画の進め方について」に入ります。事務局から説明願います。

事務局

(4)の秋田市立地適正化計画策定の進め方について説明いたします。

資料5をご覧ください。

始めに、1の計画策定の流れをご説明いたします。

昨年度は、立地適正化計画の策定を念頭に、都市構造等に関する調査・分析を行っております。

調査・分析の過程では、庁内委員会を組織し、情報を共有するとともに、調査内容や分析結果の客観性を確保すべく、有識者で構成するアドバイザー会議を設置し、助言等をいただきながら作業を実施しました。

今年度は、計画策定ということで、年度末を目途に作業を進めていきたいと考えております。資料では、左側に全体の作業フローを、右側に計画策定に係る検討のフローを記載しております。

赤色で着色している部分が、本協議会で皆様から検討いただく項目となっておりますのでよろしくお願いいたします。

裏面をご覧ください。

2の計画の策定体制についてです。

立地適正化計画の策定にあたっては、医療・福祉、地域公共交通、公共施設再編、中心市街地活性化など、まちづくりに関係する様々な施策と連携し、それらの方針との整合性や、相乗効果の観点も考えながら、総合的な取組として進めていくことが重要であると考えております。

そのため、検討主体である本協議会のほか、昨年度に引き続き庁内組織を活用し、横断的に事業や施策を検討することとしております。

また、策定作業の進捗状況を踏まえ、検討の節目、節目で、市議会や秋田市都市計画審議会に報告し、意見聴取を行う予定です。

最後に、3として、本協議会の実施スケジュールについてです。

本協議会は全体で5回の開催を予定しております。

現時点で予定している開催時期と主な検討内容を記載しております。

本協議会で検討いただく事項につきましては、さきほども申し上げましたが、事前に事務局にて「たたき台」を用意して、それご意見やご提案をいただく形で進めていきたいと考えております。

秋田市立地適正化計画策定の進め方についての説明は以上です。

会長

ただ今、事務局から説明のありました「秋田市立地適正化計画の進め方について」に対して、質問等がありますか。

各委員

(なし)

会長

立地適正化計画の区域設定の基本的な考え方も論点になりますので、それも含めて、(5)の「立地の適正化に関する基本方針」「都市機能誘導区域と誘導施設」および「居住誘導区域」のたたき台作成における基本的な考え方に

ついて秋田市立地適正化計画の進め方について」に入ります。事務局から説明願います。

事務局

(5)の「立地の適正化に関する基本方針」「都市機能誘導区域と誘導施設」および「居住誘導区域」のたたき台作成における基本的な考え方について説明します。

この資料は、次回会議の検討テーマに関連するもので、そこで示すたたき台を用意するため、作業に際しての基本的な条件を整理したものです。

はじめに、1の立地の適正化に関する基本方針です。

基本方針では、まちづくりの理念、目標、目指すべき都市像を示すこととしており、その際には、太字で示すアの秋田市総合計画および秋田市総合都市計画の位置づけ、昨年度の調査の中で整理したイの具体的な都市構造パターン、さらに、ウの各拠点地区の特性を踏まえて整理するというものです。

次に、2の都市機能誘導区域と誘導施設です。

(1)の都市機能誘導区域は、生活サービス施設を集約、立地させる場所で、区域の設定にあたっては、太字で示すアの将来の人口の状況、イの生活サービス施設の立地状況、ウの土地利用の状況、2ページ上段にあります、エの公共交通の状況、オの災害ハザードの観点から区域を設定しようとするものです。

なお、ウの土地利用の状況については、他都市の例を参考にして、商業地域、近隣商業地域、準工業地域といった用途地域を具体的に掲げているほか、エの公共交通の状況では鉄道駅からの距離やバスの運行状況を国が示す評価手法の指標を参考に具体的な数値を掲げて作業を行うこととしております。

次に2ページにあります(2)の誘導施設です。

誘導施設については、今説明した都市機能誘導区域の考え方とともに、医療、福祉、子育て、商業など、市民生活に必要なサービス施設を基本に、それらの需要見通しや平成28年度に実施した都市構造の分析結果、さらには、本年度に実施する市民アンケートや事業者ヒアリング等の結果を踏まえて設定することとしております。

次に3の居住誘導区域です。

居住誘導区域は、都市機能誘導区域内の生活サービス施設等の維持・拡充するため、それを支える居住を推進する区域として設定することとし、太字で示すアの将来人口の状況、イの土地利用の状況、ウの公共交通の状況、エの災害ハザードの観点から区域を設定しようとするものです。

なお、アの将来人口の状況では、一定の生活サービス施設が立地するとされる人口密度の1ヘクタールあたり40人を基本に検討することとして具体的な数値を掲げているほか、ウの公共交通の状況では、先ほど説明しました都市機能誘導区域と同一の数値を掲げて作業を行うこととしております。

いずれにしても、作業をしてみないとわからない点がありますので、もし

作業において新たな問題点等が見つければ、そのことを踏まえた「たたき台」を提示することもありますので、まずは、この考えにしたがって作業を行うことにご理解ください。

「立地の適正化に関する基本方針」「都市機能誘導区域と誘導施設」および「居住誘導区域」のたたき台作成における基本的な考え方について」の説明は以上です。

会 長 　ただ今、事務局から説明のありました基本的な考え方に対して、質問等がありますか。

D 委員 　居住誘導区域の40人/haという目安があるが、将来を見越した数値なのでしょうか。

事務局 　将来的に40人/ha以上を確保するというイメージです。

会 長 　単純に市街地形成がこのまま進むと40人/haを割ってしまいますので、そこで、誘導施設で人を引っ張ってくる施策が必要となってくるのだと思います。

E 委員 　この立地適正化計画では、公共交通への転換が是か非かという議論になっているような気がします。

　人口が減る中で、どう生活基盤の軸を持って行くというのが議論の中心なのではないでしょうか。

　公共交通の沿線が良いというなら、根拠を示していただけると議論を進めやすいと思うのでお願いしたいと思います。

事務局 　コンパクトシティ形成はストックを活用するという考え方も含まれており、まずは社会基盤施設の活用といったところを考えています。

　そうした中で拠点の配置を検討していくという進め方がいいのではないかと考えております。

I 委員 　私の知識では、一市民としての意見としては出せるが、専門性が強すぎて、ワークショップやレクチャーなどがないと議論についていけないので、知識のフォローをして欲しいと思います。専門的知識がないものがどのように参加していいか困っています。

事務局 　要望あれば個別対応します。

　資料も1回目ということもあり、ご覧いただきたい資料が多く、色々難しい内容も出していました。

　今後は、文章だけでなく、内容をイメージ出来るようなものを添付して、

工夫していきたいと思っています。

D 委員

今後の進め方について質問します。

次回の協議会は、8月上旬の開催で、区域設定の原案を定め、その後に、パブコメ等により熟度をあげるイメージのようですが、本日示してもらった3つのパターンを検証した情報をいただいて、次回の協議となるのでしょうか。

事務局

市民に説明する際は、絞り込んだ案を示す必要があると思っていますが、次回会議には、少なくとも都市構造パターンに応じて、最低3つの案を作成したいと考えております。

そこからさらに変形があるのか、派生があるのか、作業をしてみないとわからないこともありますが、いずれにしても複数の案を示してご意見をいただきたいと思っています。

D 委員

環境都市で有名なドイツのフライブルグは、コンパクトな街、環境に配慮した点が特徴で、市内に路面電車を密に張り巡らせて、市街地への車を制限し、歩いて買い物がしやすい街となっています。

持続可能な街づくりという観点もあると思うが、是非魅力ある街づくりを進めてほしい。

事務局

計画は人口減少に適応するという対策と言われていますが、都市の成長といった視点も入れつつ、前向きな計画にしていきたいと考えております。

会長

資料5、2ページに事業者アンケートとありますが、そのルートからの意見聴取もして、それを経て区域決定とありますね。

今の段階で、ここだけは配慮して欲しいという点があれば、それぞれの委員の方々からお話していただいて、計画のたたき台に反映して欲しいと思います。

また、第2回会議を経て、区域の案を出して住民説明会とありますね。

次回の都市再生協議会の案に対して意見が出てきた場合、どう対応されたのか等、何か委員への説明の機会を設けられないだろうか。

事務局

結果等の報告はさせていただきます。

会長

日程調整が大変だと思うが、協議会の結果がその後どうなったのか、どういう形になったのか、何らかの形で説明するようにしてほしいですね。

事務局

会議の開催もしくは個別の説明といった方法が考えられますので、そのやり方については、持ち帰り検討させていただきます。

- A 委員 この計画は、市街化区域のみであるが、市街化区域に近い市街化調整区域をどのようにするのか、また、移住後の市街化調整区域の取り扱いをどのようにするのかといった検討が必要ではないか。
- つまり、市街化区域のみの計画であれば、秋田市全体を考えることにならないのではないかと思います。
- さらに、道路維持、公共交通の維持についてもどう考えているか教えていただけないでしょうか。
- 事務局 もう少し協議会で議論してから進めていきたい内容であります。市街化調整区域を全く考えてないということではありません。
- 農政分野との調整も必要ですし、人がいなくなった場合にどうするのかといった点についても、行政内部での調整や、協議会の議論を通じて、考え方を整理していきたいと考えております。
- A 委員 農地法の改正により、農地の権利移動に係る下限面積の規定も変わりましたので、空いたところに移住してもらうことなども含めて、検討して欲しいと思います。
- C 委員 今年度5回の会議で議論して、そして都市計画審議会とあるが、都市計画審議会への意見聴取は来年度なのでしょうか。
- また、最終的には都市計画審議会で意見聴取が終わったら、市議会へ説明をして了承を得るのか、手続き上の流れについて教えてください。
- 事務局 立地適正化計画については、案を作成した後、都市計画審議会に諮ることは、法で決まっています。
- それが終わると市長が決定する流れとなっています。
- 計画の策定は本年度末を目標にしていますが、1番重要なのは市民との合意であるので、市民の声を見極めつつ、作業を進めていく予定であります。
- 市議会については、法的な手続きはありませんが、市民の代表という立場でありますので、適宜、情報提供や意見聴取をする考えです。
- 会長 案が固まってしまう前に、都市計画審議会の前に中間報告をやることで、良い案ができるのではないかと思います。
- 市議会も同様であるので、中間報告して、最終的にソフトランディングして欲しいと思います。
- 会長 質問等がありますか。
- 各委員 (なし)

会 長 ほかに、質問等がないようですので、以上で、次第8の議事について終了いたします。

司 会 本日の私の役目はここまでとなっております。 次第9の「その他」以降につきましては、事務局より進行をお願いします。

会 長、ありがとうございました。

これをもちまして予定の案件は終了となります。

9 その他

司 会 それでは、次第9「その他」についてであります。

その他につきましては、事務局より報告があります。

事 務 局 委員の皆様、本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

次回の開催は、8月上旬を予定しております。

第2回協議会では、「立地の適正化に関する基本方針」、「都市機能誘導区域と居住誘導区域」を中心に、たたき台を示して、ご検討いただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

今後も、お気づきの点等がありましたら、会議の場だけでなく、都市計画課まで連絡いただければ対応させていただきますので、併せて、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

10 閉会

司 会 それでは、これをもちまして、第1回秋田市都市再生協議会を終了いたします。本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。

これは、平成29年6月2日に開催された、第1回秋田市都市再生協議会の議事要旨である。